

step.22 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する

付表1-3⑨欄に記入がある場合は、⑨差引税額を付表1-3⑪欄に転記します。
付表1-3⑧欄に記入がある場合は、⑧控除不足還付税額を付表1-3⑩欄に転記します。

設例 甲野商店の場合

付表1-3⑪C欄に、付表1-3⑨C欄 167,400 円を転記します。

step.23 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する

次の計算式により計算し、計算結果を付表1-3⑫又は⑬欄に記入します。なお、⑬納税額は、100円未満を切り捨てた金額を記入します。

$$\begin{array}{l} \text{地方消費税の課税標準となる消費税額} \\ \text{(⑪差引税額又は⑩控除不足還付税額)} \end{array} \times \frac{22}{78} = \begin{array}{l} \text{譲渡割額} \\ \text{(⑬納税額(100円未満切捨て)又は⑫還付額)} \end{array}$$

設例 甲野商店の場合

譲渡割額（納税額）は、次のように求められます。

(付表1-3⑫欄に記入)

$$\underline{167,400} \text{ 円} \times \frac{22}{78} = \underline{47,215} \text{ 円}$$

$$\underline{47,215} \text{ 円} \rightarrow \underline{47,200} \text{ 円(100円未満切捨て)}$$

設例 甲野商店の場合：付表1-3

甲野商店の付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表は、以下のとおりです。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和5・1・1 ~ 令和5・12・31		氏名又は名称		甲野 太郎	
区分		税率 6.24 % 適用分		税率 7.8 % 適用分		合計 C	
		A		B		(A+B)	
課税標準額	①	12,138,000		8,681,000		20,819,000	
課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	12,138,888		8,681,818		20,820,706	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	①・2	/		/		/	
消費税額	②	757,411		677,118		1,434,529	
控除過大調整税額	③	/		/		/	
控除対象仕入税額	④	504,746		762,342		1,267,088	
返還等対価に係る税額	⑤	/		/		/	
売上げの返還等対価に係る税額	⑤・1	/		/		/	
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤・2	/		/		/	
貸倒れに係る税額	⑥	/		/		/	
控除税額小計	⑦	504,746		762,342		1,267,088	
控除不足還付税額	⑧	/		/		/	
差引税額	⑨	/		/		167,400	
地方消費税の課税標準額	⑩	/		/		/	
差引税額	⑪	/		/		167,400	
還付額	⑫	/		/		/	
納税額	⑬	/		/		47,200	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R5.10.1以後終了課税期間用)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等